

○ 財務省告示第五号
平成二十九年十二月十八日施行
条件等を次月十八日より取扱規則へ平成十一年に基づき、平成の大蔵省

国庫短期証券（第七百二十七回）

二 一 発行条件等を次月十八日より取扱規則へ平成十一年に基づき、平成の大蔵省

の法律発行号名稱及び根拠記述

七百第一法会百資十財
債条三四項律計号資四政
第十項、第に金号法
平成十三年法律第七十五号。

四 三 二 一 発行条件等を次月十八日より取扱規則へ平成十一年に基づき、平成の大蔵省

四 三 二 一 発行条件等を次月十八日より取扱規則へ平成十一年に基づき、平成の大蔵省

四 三 二 一 発行条件等を次月十八日より取扱規則へ平成十一年に基づき、平成の大蔵省

を場で競争う札価振の以律社
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「振替法」へ
る参て札發によく競争は受けけるも
も加、と行「と
の者財同「と
にご務時「と
よと大にう
るに臣行。
發応がわ
行募各れ及
へ限國るび
以度債入価
下額市札格
競い入の規
用振替法の適

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	込 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 別 債 札 格 行	入 価 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
五 万 円	万 八 三 三	額 億 額	込 募 各 当 も 各 価 一
	五 千 万 兆	面 七 面	み 限 国 て の 申 格 国
	千 三 六 五	金 千 金	の 度 債 る か 返 競 債
	円 百 百 千	額 万 額	応 額 市 。 ら み 競 市
	十 円 四	で 円 で	募 の 場 そ の 入 場
	四 百 八	八 三	額 範 特 の う 札 特
	億 八 億	千 兆	を 圏 別 応 ち 発 別
	三 億	三 五	割 内 参 募 応 行 参
	千 二	百 千	り に 加 額 募 「 加
	六 千	十 億	当 お 者 を 価 と 者
	百 七	百 八	て い ご 順 格 い 。
	二 百	九	る て と 次 の う 第
	十 二		。 各 の 割 高 。
	七 十		申 応 り い I

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九						
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 争	非 者	特 別	国 債	入 債	価 格	發 行	行 行	振 替
込 期	札 參	所 支	金 金	期 期	札 格	第 參	市 市	發 競	競 價				單 位
日 日	加 加	払 額	額 限	發 競	I	加 場	場 行	爭 格	格 日				
平 成 二 十 九 年 十 二 月 十 八 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ 。 そ が き の 百 円	額 面 金 額 と 、 き 年 支 し と 、 年 三 月 、 が 二 十 六 六 日 業 業 日 日	償 還 ・ 期 限 償 還 札 格 札 格 市 市 競 價 I 加 場 行 争 格 格 日	當 た 成 成 三 十 年 年 三 月 月 二 月 六 日 業 業 日 日	平 成 二 十 九 年 十 二 月 十 八 日	厘 五 毛 額 百 百 円 に ぞ つ き 百 円 五 二	額 面 上 額 百 百 円 ぞ れ れ の き 応 募 価 格 四 八	額 面 金 額 額 額 百 年 年 月 月 月 百 円 五 錢	額 額 額 額 額 額 年 年 月 月 月 百 円 錢	の 記 載 法 又 規 定 に 額 は る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿		